

<第127号>

平成30年8月1日発行

少年センターだより

可児市少年センター 可児市広見一丁目1番地(可児市役所人づくり課内)

TEL (0574) 62-1111

可児市少年センター

可児市少年センターは、可児市役所人づくり課青少年係に事務局を置いています。

『次代を担う青少年が心身ともにたくましく健全に育ち、非行に陥ったり犯罪の被害にあったりすることがない、明るい社会を築くこと』を願い、次のような重点施策に取り組んでいます。

重点とする取り組み

(1) 街頭補導の強化充実

不審者情報等の実態に即して、可児市青少年育成推進員、青少年育成市民会議の補導員の皆様による、青パト（青色回転灯を装着した巡回補導車両）による巡回補導を実施しています。

(2) 地域ぐるみで青少年の非行・被害防止

各地区では様々な場で、あいさつ運動、声かけ運動が行われています。また、「地域のおじさん・おばさん運動」の登録者と連携を図りながら、地域行事への青少年の積極的な参加を促す取組も行われています。

(3) 環境浄化活動の推進

立ち入り調査（コンビニ店、カラオケ店、ゲームセンター、刃物類取扱店、携帯電話販売店等）を実施し、成人向け図書管理状況や青少年健全育成条例に関わる規定が守られているかどうかを定期的に巡回し、各店舗に協力をお願いしています。

(4) 広報活動の充実

少年センターだより、少年センター要覧、ホームページ等をとおして、情報提供や啓発に努めています。

(5) 関係機関・団体との連携

青少年育成市民会議及び自治会、可児警察署、市教育委員会、市PTA連合会、可児地区保護司会等の皆様の協力を得て、啓発活動（大型店等での『青少年健全育成』についての呼びかけ活動）などに取り組んでいます。

(6) 補導員の研修会の機会

補導の仕方の研修、青少年の非行・被害の現状の理解、青色回転灯自主防犯パトロールの研修、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用を通して受ける被害防止の研修等を実施しています。

(7) 相談活動の推進

相談員が問題行動等、青少年の悩みごとに関わる相談を受け付けています。

相談窓口：可児市役所 62-1111 内線 2116（平日9時～16時）

『青少年の非行・被害防止全国強調月間』

平成30年7月1日～31日

可児市青少年育成市民会議・可児市少年センター スローガン

「育てよう 守ろう 地域ぐるみで青少年」

～ あいさつ運動・地域行事の充実と安全・安心な街づくり ～

〔街頭啓発活動〕を実施しました = 7月1日(日曜日) =

市内の大型店の協力を頂いて実施しました。およそ三千人近くの市民の皆様のうちわやチラシを配布し、あいさつ運動や声かけ活動、青少年の健全育成について呼びかけました。

呼びかけには、次の161人の皆様に協力していただきました。

- 可児市青少年育成推進員21人
- 各地区の青少年育成市民会議59人
- 社会を明るくする運動推進員55人
- 市内の高等学校MSリーダーズ26人
 - ・帝京大学可児高等学校
 - ・岐阜県立可児工業高等学校
 - ・岐阜県立可児高等学校



〔ご協力いただいた店舗・駅〕

- パロー広見店 ○パロー西可児店 ○ホームセンターパロー可児坂戸店
- ピアゴ可児店 ○パレマルシェ西可児店 ○オークワ可児坂戸店
- ヨシツヤ・パティオ可児店 ○西友桜ヶ丘店 ○西可児駅

〔国が重点とする課題〕

- (1) インターネット利用に係る犯罪被害等の防止
- (2) 子供の性被害の防止
- (3) 有害環境への適切な対応
- (4) 薬物乱用対策の推進
- (5) 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- (6) 再非行(犯罪)の防止
- (7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

家庭における子どもへの情報教育が大切

青少年がインターネット利用(特に交流サイト利用)を通して犯罪被害にあう事案が増加しています。それぞれの家庭での情報教育がますます重要になってきています。

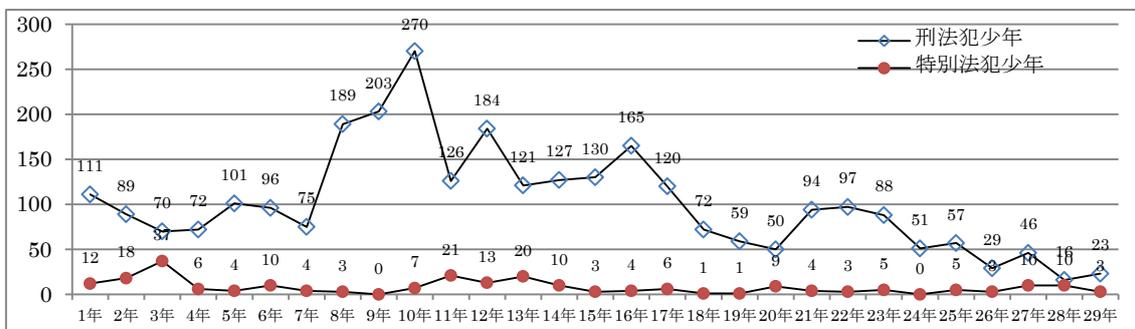
可児市青少年育成市民会議では、11月17日(土曜日)13時30分より、文化創造センター”アール”で『青少年育成シンポジウム』を開催し、現状と対応の在り方についての講演会を開催します。ぜひご来場ください。

■平成29年中の少年非行		岐阜県内 (人)			可児署管内 (人)		
		H29	H28	前年対比	H29	H28	前年対比
刑法犯少年(人)	犯罪少年	336	309	27	12	14	-2
	触法少年	109	105	4	11	2	9
	小計	445	414	31	23	16	7
特別法犯少年(人)	犯罪少年	75	75	0	2	7	-5
	触法少年	9	9	0	1	3	-2
	小計	84	84	0	3	10	-7
ぐ犯少年(人)		12	6	6	1	0	1
計		541	504	37	27	26	1
不良行為少年(人)		10,246	11,402	-1,156	144	221	-77

(注)：〔犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年〕〔触法少年：14歳に満たないで罪を犯した少年〕〔特別法犯：軽罪法違反、道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など〕〔ぐ犯少年：将来罪を犯す又は刑罰に触れる行為をするおそれのある少年〕〔不良行為少年：喫煙、深夜徘徊等で補導された少年〕

■〔平成年間における刑法犯少年および特別法犯少年の推移（可児市・可児郡）〕

- 平成29年中の少年非行の総数は、岐阜県全体では前年より37人増加し541人となりました。このうち、おおよそ半数が万引きや自転車盗などの窃盗犯です。
- 可児市・可児郡においては、前年より1人増加し、27人になりました。窃盗犯を中心に、様々な犯罪が発生しました。
- 不良行為少年は、可児市・可児郡においても前年よりも77人減少して144人となっています。その6割が喫煙（43%）と深夜徘徊（26%）によるものです。



- 平成年間における刑法犯少年および特別法犯少年の推移は、全体としては減少傾向にあります。一方で、インターネット等で知り合って強制わいせつ事件にいたる事案も生じており、インターネットやスマートフォン等に係る犯罪被害の防止のための取り組みの重要性が増してきています。

＝ 岐阜県における青少年のための相談窓口のご紹介 ＝

【岐阜県青少年SOSセンター 0120-247-505】

- ひきこもり、いじめ、不登校、非行、友人関係、親子関係、不安、就労等の悩みに対応
- 365日、24時間対応のフリーダイヤル（午後8時～翌朝9時は緊急の場合のみ）
- 悩みを抱えている青少年（小・中・高校生～概ね39歳）やその保護者の相談にも対応

【岐阜県 若者サポートステーション 058-216-0125】

- 無業状態の若者の社会的・職業的自立を目指す若者のための総合相談窓口です。
- 15歳～39歳までの若者およびその保護者が対象で、相談はすべて無料・予約制です。

少年センター運営委員会より

平成30年5月11日(金曜日)可児市役所において、本年度第1回の少年センター運営委員会が開催されました。可児警察署をはじめ、県青少年育成推進指導員、市青少年育成推進委員及び同補導部、市社会教育委員、市民生児童委員、可児地区保護司、市PTA連合会補導部、市小学校長、市中学校長、可茂教育事務所、BBS、県若者サポートステーションの各代表の方や可児市の市民部、子ども課、学校教育課、子育て支援課の代表の方が運営委員として、少年センターの運営について審議していただいています。第一回運営委員会で提供された情報を紹介します。

〔青少年の犯罪や被害、保護等に関わって〕

- ・少年犯罪は減少傾向にあるがSNSやインターネット端末を通しての犯罪被害が心配である。SNSに関わる犯罪等、被害者と加害者の関係がボーダレスの傾向がみられる。街頭の補導は減少の傾向にあるが、スマホ利用に関わる対応が求められている。新潟の事件の反響が大きい。このような時期だからこそ正確な情報発信に努めている。
- ・青少年育成に関わって20年になる。平成9年のピーク時には、街頭補導に出ると中高生が多かった。現在は、補導活動を行っても子どもを見ないこともある。補導の形態を考えていく時期に来ているのかもしれない。例えば、地区を絞り込んで重点的に巡回するなど対応が必要である。
- ・DV・虐待等の通報も多く寄せられている。なかには、暴力や精神疾患等すぐには解決につながらないケースがある。多くの機関で関わって、じっくりと対応していく必要がある。
- ・29年度の実績からいうと、いじめ防止委員会であつかった件数は6年間で一番少なくなっている。基本方針に基づいて、各学校で早期対応・早期解決を図っているためと考えている。なお、子ども自身による相談は5件と増えている。今後も引き続き、相談しやすい環境づくりを進めていく。
- ・「可児・多治見地区」で、若者サポートステーションが行った就労支援は217件あった。高校卒業後のこの時期相談が増える傾向にある。現実には職に就いてから、半引きこもりの状態になることがある。毎週、水曜日に就労支援を総合会館分室で行っているの、ご利用いただきたい。

〔健全育成を図る取り組みと、青少年の活躍について〕

- ・地区センターの活動に中学生がボランティアとしてよく参加してくれている。小学生の参加も始まっている。
- ・全般的には各学校は落ち着いた状態にある。活躍の場の設定や子どもの見守りなど、お力添えをいただいているお陰である。他市と情報交換をすると可児市のように広範囲な連携はあまり見られない。今後とも、各種団体との連携を大切にしていきたい。
- ・可児駅周辺で青パトによる補導活動を目にする機会がある。積極的に活動していただいていることを実感している。7月の街頭活動以外でも協力していきたい。

青少年の見守りは、補導員さんの活動に支えられています

補導員さんの献身的な街頭補導活動によって、地域の多くの青少年が見守られています。本年度も、駅や公園、学校周辺、通学路など、さまざまな時間帯に補導活動を行っていただいています。

- (1) 少年センター街頭補導として、可児市青少年育成推進員24名と各地区から選出された補導員73名の皆さんで、年間96日間の青パト(青色回転灯搭載車両)による街頭補導を実施していただいています。朝7時～9時、昼15時～17時、薄暮17時30分～19時30分、夜間20時～22時の時間帯に実施していただいています。
- (2) 夏休み期間には、市青少年育成推進員24名と地区の補導部長さん、各小中学校のPTA会長の皆さんで、夜20時30分～22時30分の時間帯に青パトによる補導を実施しています。
- (3) 可児夏まつりの夜は、可児地区保護司会、可児警察署少年補導員、協力員の方々とともに補導活動を行って、青少年への声掛けを実施します。
- (4) 各地区では、地区の補導部の皆さんが、地域ごとに補導活動を行っていただいています。